地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見書の提出について

○提出に当たっての注意事項

ア．インターネット・郵便・ＦＡＸ・持参による意見書の提出については可能ですが、電話や口頭での意見については、受け付けることができません。なお、意見書を受け付ける期限は、縦覧完了日の午後５時までに下記提出先に到着した分のみとします。

イ．意見書の内容を公表する場合もあります。

ただし、特定の個人が識別しうる個人情報や財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

ウ．意見書に対する個別の回答は行いません。

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という）を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告いたします。

エ．地域計画の案に対する意見に限り、意見書の提出ができます。地域計画の案以外に対しては、意見書を提出することはできません。

○意見書の提出先

　　田辺市農林水産部農業振興課

　　（田辺市東山一丁目５番１号）

　　　電話番号0739-26-9930　ＦＡＸ番号0739-22-9903

　　田辺市龍神行政局産業建設課

　　（田辺市龍神村西376番地）

　　　電話番号0739-78-0111　ＦＡＸ番号0739-78-0116

　　田辺市中辺路行政局産業建設課

　　（田辺市中辺路町栗栖川396番地の1）

　　　電話番号0739-64-0500　ＦＡＸ番号0739-64-0966

　　田辺市大塔行政局産業建設課

　　（田辺市鮎川2567番地の1）

　　　電話番号0739-48-0301　ＦＡＸ番号0739-49-0359

　　田辺市本宮行政局産業建設課

　　（田辺市本宮町本宮219番地）

　　　電話番号0735-42-0070　ＦＡＸ番号0735-42-0239

**地域農業経営基盤強化促進計画（案）についての意見書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　年　　月　　日

　田辺市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名（又は法人名及び代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業又は職種

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、下記のとおり意見を提出します。

　なお、意見の提出に当たり下記の注意事項を読み、注意事項記載について全て承諾いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．意見する地域農業経営基盤強化促進計画（案）の名称

　　　　　　　地区地域農業経営基盤強化促進計画

２．意見の内容を記入してください。

|  |
| --- |
|  |

注意事項　<必ずお読みください。>

１．インターネット・郵便・ＦＡＸによる意見書の提出については可能ですが、電話や口頭での意見については、受け付けることができません。なお、意見書の受付期限は、縦覧完了日の午後５時までに田辺市役所農業振興課または各行政局産業建設課に到着した分のみとします。

２．意見書の内容を公表する場合もあります。

ただし、特定の個人が識別しうる個人情報や財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

３．意見書に対する個別の回答は行いません。

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という）を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告いたします。

４．地域計画の案に対する意見に限り、意見書の提出ができます。計画の案以外に対しては、意見書を提出することはできません。